



お知らせ

2022(令和4)年
国民生活基礎調査

厚生労働省および島根県では、2022(令和4)年国民生活基礎調査を実施します。この調査は、統計法に基づいて毎年実施されるもので、保健・医療・福祉・年金・所得などの国民生活の実態を知り、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

4月中旬から7月下旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。

調査基準日
令和4年6月2日
(世帯票・健康票・介護票)

令和4年7月14日
(所得票・貯蓄票)

※益田市では次の各地域の一部において調査が実施されます。

◎調査対象地域
乙吉町・幸町・須子町・中須町・遠田町・白岩町・美都町宇津川

問 島根県健康福祉総務課

総務情報グループ
0852-226253

電源立地地域対策交付金事業

市では、令和3年度に国の電源立地地域対策交付金を活用して、横田町における市道横田住宅団地1号線道路改良事業(道路改良工事)を実施しました。

今後、同交付金を活用した事業を進めていきます。

問 市政策企画課

31-0121

太陽光利用設備 設置補助金

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、次のとおり補助金を交付しています。

◎住宅用太陽光発電システム 設置費補助金
10kW未満の住宅用太陽光発電システム設置に対し補助金を交付します。

・最大出力kW数に1万円を乗じた額(上限4万円)

◎太陽光発電システム蓄電池 補助金
太陽光発電設備と同時に設置する蓄電容量1.0kW

h以上のリチウム蓄電池が対象となります。なお、事業所用太陽光発電設備の蓄電池も対象となります。
・蓄電池設備の設置経費に相当する額(上限10万円)

◎太陽熱利用設備設置費補助金

太陽熱を給湯または冷暖房等に利用する設備の設置に対し補助金を交付します。ただし、太陽熱温水器(集熱器)と貯湯槽が一体の機器)を除きます。

・設置後2年間は、灯油またはガスの使用量を報告することが補助条件となります。
・太陽熱利用設備の設置に要する費用の1/2(上限30万円)

申請期限
令和5年2月24日(金)

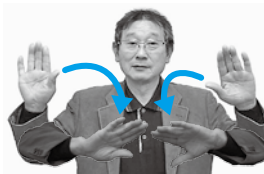


「手話」をやってみよう!

【今月の手話】 「こんばんは」

よる 夜

あいさつ



てのひらを前に向けた両手
を顔の前で交差させる。

両手の人さし指が向かい合う
ように立て、軽く曲げる。

【問い合わせ先】

市障がい者福祉課 31-0251 FAX 31-8120

※詳しくは問い合わせください。また、予算に限りがありますので早めに申請してください。

問 市環境衛生課

31-0201



ごみの減量化・リサイクル推進補助金

ごみの減量化とリサイクルを推進するため、次のとおり補助金を交付しています。

◎生ごみ処理容器等購入事業 補助金

可燃ごみの中には、重量にして半分近くの生ごみが含まれています。生ごみを減らすことがごみの減量化につながります。

・生ごみ処理容器(コンポスト等) 購入金額×1/2 (上限5,000円)

※ミミズを活用した生ごみ処理器も対象になります。

・電気式生ごみ処理機械

購入金額×1.3
(上限15,000円)

◎再資源化等推進事業補助金
可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙箱・包装紙・新聞広告紙等が入っている事が多く見受けられます。各地で実施される集団資源回収等を利用するか、資源の日雑紙として出して下さい。

再資源化推進を目的に団体等が収集し、売却した対象物の重量に応じて補助金を交付します。

- ・古紙類 1kgにつき2円
- ・びん類 1本につき2円
- ・缶類 1kgにつき2円

◎ごみステーション施設整備事業補助金

各自治会等が設置するごみステーションの施設整備(新規・改良)に要する経費を補助します。

・1カ所のごみステーションの施設整備に要した経費×1.2(上限3万円)

申請期限

令和5年3月24日(金)

※予算に限りがありますので、早めに申請してください。

問 市環境衛生課

☎ 31・02201

自動車税種別割の納期内納付

自動車税種別割の納期限は5月31日(火)です。必ず納期限までに納付してください。

納税通知書とスマホやパソコンがあれば、便利なキャッシュレス納付も利用できます。

◇納税通知書発送日

5月2日(月)

◇納付方法

スマホ・パソコンでのキャッシュレス納付(PayPay、LINE Pay、d払い、auPAY、J-coin Pay、クレジットカード、インターネットバンキング)、コンビニエンスストア、金融機関、県民センター窓口 など

◇納期限までの納税が難しい方へ

一定の条件に該当すれば、申請によって納税の猶予を受けられる場合があります。詳しくは、島根県のホームページをご覧ください。

問 島根県西部県民センター

収納管理課

☎ 0855・29・5522

私たちのみち事業

上手に活用、みんなで整備！日常生活に必要な道路や排水路を、関係者(市民の皆さん)自ら整備を行う場合に、整備に要する経費の一部を補助します。

※補助の対象となる条件や補助金額等は、市ホームページをご覧ください。左記担当課まで問い合わせください。

https://www.city.masuda.jp/soshikikarasagasu/kenseisubu/dobokuka/kanrishi/3/3228.html
市ホームページ



問 市土木課 維持管理室

☎ 31・0629

市美都地域総務課

☎ 52・2315

市匹見地域総務課

☎ 56・0304

固定資産評価審査申出制度

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある

令和4年度 広告入り窓口封筒の募集

新たな財源確保と地域経済の活性化を目的とする益田市広告収入事業の一環として、市民課等で発行する証明書の持ち帰り用として、企業等の広告入り窓口封筒の広告主等を募集します。

- 〈広告枠〉 市民課等で発行する証明書の持ち帰り用封筒市が指定する大きさとする
- 〈広告内容〉 「益田市広告収入事業広告掲載基準」に基づく
- 〈規格〉 ・角形2号封筒(相当と認められるものも可)
・長形3号封筒(相当と認められるものも可)
- 〈紙質〉 古紙配合再生紙
- 〈提供枚数〉 1業者における提供枚数の制限なし(協議により決定)
- 〈設置期間〉 8月1日～令和5年7月31日
- 〈設置封筒〉 広告主等が作成
- 〈募集締切〉 5月20日(金)



※詳しくは、市ホームページでご確認ください

【問い合わせ先】市市民課 ☎ 31-0222

場合、納税通知書の交付を受けた日から3カ月以内に、市に設置されている固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。審査の結果、価格(評価額)が不適当なものであると認められた場合、価格(評価額)が修正され、税額が修正されます。

※価格(評価額)以外の課税の内容については不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることが出来ます。

〔例〕特例が適用されなかった「減免が適用されなかった」等

■令和3年度分の審査申出の特例
令和3年度分の固定資産税に限り、価格(評価額)が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じら

れています。特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格（評価額）については、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日から15カ月を経過する日までの間においても審査申出をすることができません。

■固定資産税の内容に疑問がある場合は
納税通知書に記載されている内容や審査申出および審査請求に関する手続き等について疑問がある場合は、税務課固定資産税係まで問い合わせください。

なお、代理人の場合は納税者からの委任状（代理人選任届）が必要です。委任状の様式は市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

市税務課 固定資産税係
☎ 31・0610



市営住宅入居者
県営住宅入居者

※5月17日時点で空き住宅があった場合に募集します。

申込期間

5月18日(水)～31日(火)

17:00必着

抽選 6月下旬

入居予定日 7月中旬

その他

入居時には敷金（家賃3カ月分）が必要です。

募集住宅・間取り・入居資格等については問い合わせください。

◎順番待ち住宅として随時申込みを受けている住宅もあります。

市営住宅 須子（シルバーハウジング含む）、原浜、下波

田、上黒谷、黒石、田倉、久城、川西、都茂上、朝日、椎ノ木、湯の香、宮の原、丸茂、久保坂、仙道、諏訪、澄川、道川

県営住宅 久城東、吉田南、原浜、高角

※詳しくはホームページをご覧ください。

島根県住宅供給公社

検索



申請 島根県住宅供給公社

益田住宅管理事務所

☎ 31・1530



相談・催し

イベント参加・施設利用時は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。
・マスクの着用
・こまめな手洗い
・手指の消毒
・発熱や体調不良の場合は参加を控える

女性就職 出張相談会

働きたいけどプランクがあつて何から始めていいかわからない。子育て、介護をしながら働きたい。そんな女性の求職者に寄り添い、きめ細かな対応と支援を行います。

日 5月11日(水)、25日(水)

（毎月第2・第4水曜日）
10:00～16:00

場 県立西部高等技術校 相談室

相談料 無料

※予約制です。予約のうえ、お越しください。

※毎月の開催日時は、広報ますだ市民カレンダーに掲載しています。

申請 レディース仕事センター

ター浜田

☎ 0855・25・5207

FAX 0855・25・5112

観光人材育成講座

益田市の歴史や文化財、観光客への観光ガイドに興味のある方は、ぜひご参加ください！

益田の魅力を伝える

～観光ボランティアガイド養成講座～

観光ボランティアガイドとして活動しているスペシャリストのガイドを体験しながら、市内の歴史・文化について基礎的な知識を学びます。

〈日 時〉6月11日(土)～11月26日(土)
13:00～16:00

※全10回、各回土曜日に開催します。

〈対象者〉市内在住の方

〈参加料〉資料代500円

〈申込締切〉5月27日(金)

〈共 催〉益田観光ガイド友の会

申請 市観光交流課 ☎ 31-0106



～日本遺産ガイド・ナビゲーター講座～

日本遺産に認定された中世の益田のストーリーを案内する際のポイント、日本遺産ガイドの心構えなどを専門の講師から学びます。

～観光未来塾～

益田市および全国の観光の現状や動向、日本遺産等について学びながら、日本遺産を活用した産業・事業の創出を目指します。

※開催日程等は、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

〈主 催〉益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会

申請 市日本遺産推進室 ☎ 31-0081

公証人による
無料相談会

日 6月3日(金)・11月18日(金)
10:00～16:00

場 益田市総合福祉センター
(須予町3-1)

相談担当者 浜田公証役場
瀧村剛公証人

そのままだにしている心配い
とはありませんか？

- ・子どもたちの相続争い
- ・子どもに頼らずに老後を過
ごしたい
- ・自分の死後に残される家族
が安心して暮らせるように
- ・認知症になった時の金銭管
理
- ・養育費を確実に払ってもら
うための手段
- ・金銭、土地・建物の貸し借
りのトラブル…など

公正証書はあなたの暮ら
し・老後・財産を守ります。

*交通手段などの理由で浜田
まで行けない方、この機会
にぜひご利用ください。

※事前の申込みが必要です。
※公証役場は国の機関です。

秘密は厳守されます。

申 問 益田市社会福祉協議会
☎ 22・7256

独身男女の縁結び

今月の開催

はぴこ交流サロン益田会場
では、毎月第2土曜日に独身
男女の結婚相談を行なってい
ます。縁結びボランティアが
無料で紹介や婚活イベントな
どの情報提供を行い、あなた
の素敵な出会いをお手伝いし
ます。



今月の開催日時

日 5月14日(土)

・昼の部 10:00～12:00

・夜の部 19:00～20:00

場 市立保健センター2階

多目的室

(駅前ビルEAG A内)

申 問 島根県公認団体 益

田・吉賀・津和野はぴこ会

(事務局：金本)

☎ 090・7542・7554

※相談は、予約の方を優先さ
せていただきます。

5月は消費者月間です

消費者月間統一テーマ

考えよう！

大人になるとできること、気を付けること
～18歳から大人に～

2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、「18歳から大人」になります。大人になると、住宅賃貸やクレジットカード等の契約を1人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消しができなくなります。できることが増える分、責任も生じることとなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い「だまされない消費者」になることが重要です。

消費者月間をきっかけに、こうしたことを周囲の大人も含め自分の事として捉え、実践につなげましょう。

益田市消費生活センターでは、消費生活に関するお困りごとについての相談をお受けしています。一人で悩まずに、早めに消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

益田市消費生活センター ☎ 22-2556

平日8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)



広報ますだ5月号に掲載しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期となる場合があります。

最新の情報は、市ホームページをご確認いただくか、各主催者まで問い合わせください。



市ホームページ